

別記様式第3号 (第8条関係)

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成29年6月定例会

議案の 件名	議案第27号 交野市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定 について	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black;">条例</span> その他 ( )				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校設置者の責務が明確化されたことから、本市の関係部課と関係機関との連携について必要な事項を定める。		守口市 「守口市いじめ問題対策連絡協議会」 枚方市 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」 寝屋川市 「寝屋川市いじめ問題対策連絡協議会」 大東市 未設置 門真市 未設置 四條畷市 「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」					
		〈財源措置の状況〉 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果〉					
「交野市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、市教育委員会、市関係部課、その他関係機関の連携の下、いじめ問題克服をめざすことを目的として、交野市立いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、条例を制定しようとするものである。		すべての交野市立学校や関係機関をはじめ、市全体でいじめの克服に取り組むことで、いじめのない社会、いじめのない学校づくりがより一層すすむ。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
平成25年10月に学校教育に係る「交野市学校教育ビジョン」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めてきた。 また、平成29年4月から5月にかけて「交野市いじめ防止基本方針(素案)」について、パブリックコメントを実施し、その後、「交野市いじめ防止基本方針」とした。		“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)		安心して子どもを生き育てることができる。 地域や学校、家庭が協力して、子どもの健やかな成長を支えている。 子どもたちの未来に明るい希望がある。			
		○その他の計画(該当する場合のみ)					
		計画名称	交野市学校教育ビジョン				
策定年度	平成25年10月						
計画期間	平成26年度～平成35年度						
〈市民参加の状況〉		〈政策等の実施時期〉					
有・ <span style="border: 1px solid black;">無</span> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)		平成29年7月1日					
担当部局		担当課		添付資料(有の場合は、その名称)			
学校教育部		指導課		<span style="border: 1px solid black;">有</span> ・無 (条例案他)			

## 交野市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

### 1. 制定の趣旨

交野市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に関する本市の関係部課と関係機関が連携して、市立小中学校におけるいじめ防止等の対策及びいじめ問題克服をめざすことを目的に、「交野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置したいため。

### 2. 制定の概要

#### ○協議会設置について（第1条関係）

・いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、設置することを定める。

#### ○所掌事務について（第2条関係）

・市立小学校及び中学校における児童又は生徒のいじめ問題への対応について相互に連絡を行うこと、いじめの未然防止等に関して意見交換及び連絡調整することを定める。

#### ○組織について（第3条関係）

・協議会は、委員12人以内をもって組織することを定める。

#### ○任期について（第4条関係）

・委員の任期は、2年とし、再任されることができることを定める。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### ○会長について（第5条関係）

・会長及び副会長を置くことを定める。

#### ○会議について（第6条関係）

・会議は、会長が召集し、会長がその議長となることを定める。

#### ○庶務について（第7条関係）

・庶務は、学校教育課において処理することを定める。

時行に於ては、

○委任について(第8条関係)

- ・協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3. 施行日

平成29年7月1日